

令和5年11月22日

郡市区等医師会長 殿

一般社団法人大阪府医師会
会長 高井康之
(公印省略)

令和5年12月31日までに電子情報処理組織の使用による請求を開始することとして
いる医療機関等における「医療情報・システム基盤整備体制充実加算」の特例について
(注意喚起)

平素より本会会務の運営に特段のご理解・ご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

日本医師会から標記について、令和5年11月17日付けで、事務連絡が発出されたとの連絡がありました。

「医療情報・システム基盤整備体制充実加算」については、「電子情報処理組織の使用による請求」が要件となっているところ、オンライン請求の推進の観点から、「令和5年12月31日までに療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令第1条に規定する電子情報処理組織の使用による請求を開始する旨の届出を行っている保険医療機関については、同日までの間に限り、第3の3の7の(1)に該当するものとみなす。」などの特例が設けられているところです。

今般、厚生労働省より、特例に関する注意喚起の事務連絡が発出されましたので、取り急ぎご連絡申し上げます。

当該特例に係る届出を行ったことにより「医療情報・システム基盤整備体制充実加算」を算定した保険医療機関等が、期限である令和5年12月31日までにオンライン請求を開始（電子情報処理組織の使用による費用の請求に関する届出を審査支払機関に提出）しなかった場合には、当該特例に係る届出当初から施設基準を満たさなかったこととなり、算定開始日に遡って「医療情報・システム基盤整備体制充実加算」に係る診療報酬の算定額の返還が必要になりますので、遅滞なくオンライン請求の開始手続きを行っていただきたい旨が示されております。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくと共に、貴会会員への周知方につき、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

大阪府医師会保険医療課 TEL06-6763-7001